コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　MORY INDUSTRIES INC.

最終更新日：2015年7月1日
モリ工業株式会社
代表取締役社長　森　宏明
問合せ先：取締役管理部長　中西　正人　TEL.(06)4708-1271
証券コード：5464
http://www.mory.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業競争力強化の観点から、経営の判断の迅速化をはかるとともに、経営の透明性、経営のチェック機能の充実をはかることがコーポレート・ガバナンスの課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森　明信	2,209,520	5.34
大同生命保険株式会社(常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	2,200,000	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,073,000	5.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,955,548	4.72
株式会社りそな銀行	1,677,050	4.05
株式会社メタルワン	1,500,208	3.62
公益財団法人森教育振興会	1,235,850	2.98
日本生命保険相互会社	1,089,769	2.63
JFEスチール株式会社	1,008,000	2.44
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,007,000	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森島 憲治	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森島 憲治	○	――	有限会社PFPよろず相談処の取締役社長としての経験に加えて、税理士として当社の社外監査役を務め当社の事業内容等に精通されており職務を適切に遂行する 会社との取引等の利害関係がなく特別利害関係者等でもないため、一般株主と利益相反のおそれはないと判断

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人は定期的に会合を持つほか、必要に応じて適時会合を持つことにより、監査の効率化をはかっております。
・監査役は、毎月定例で監査室より内部監査の状況に関する報告を受けるほか、必要に応じて適時意見交換を行うなど連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小池 裕樹	弁護士													
林 修一	公認会計士													
岩崎　泰史	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 裕樹	○	―――	弁護士としての専門的な見識・実務経験等をもって経営の客観性と公正な執行を監視する 会社との取引等の利害関係がなく特別利害関係者等でもないため、一般株主と利益相反のおそれはないと判断
林 修一	○	―――	公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等をもって経営の客観性と公正な執行を監視する 会社との取引等の利害関係がなく特別利害関係者等でもないため、一般株主と利益相反のおそれはないと判断
岩崎　泰史	○	―――	公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等をもって経営の客観性と公正な執行を監視する 会社との取引等の利害関係がなく特別利害関係者等でもないため、一般株主と利益相反のおそれはないと判断

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は一定程度の定額をもって取締役の生活及び職務専念を安定させるとともに、業績向上のインセンティブも必要であると考えております。
従来は、利益処分による役員賞与が業績連動型の報酬の役割を担ってきました。この利益処分という制度は廃止されましたが、役員賞与が業績連動型の報酬の役割を担うことに変わりはありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・全取締役の総額を有価証券報告書において開示しております。
・取締役の年間報酬総額
　取締役　9名　221百万円（社外取締役は選任しておりません）
　なお、上記金額は基本報酬、賞与及び役員退職慰労引当金繰入額の合計額であります。
・定時総会決議による取締役賞与金は46百万円であり、上記金額に含まれております。
　（平成27年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬
　役職別に報酬月額を定めております。
　なお、取締役会決議により、業績、社会情勢等に鑑み一時的に減額することがあります。
賞与
　特段の算定方式は定めておりませんが、基本的には連結損益を基準として賞与総額を取締役会で決定し、株主総会で承認を得ることとしており
ます。
退職慰労金
　在任期間と報酬月額を基準とした役員退職慰労金規程を定めております。
　当該規程に基づき、在任中の功績が特に顕著であった場合などは割増することがあります。
　当該規程に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として引当計上しております。
　退任役員へ支給する際は、株主総会の承認を得ることとしております。

なお、全取締役の総額を有価証券報告書において開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

監査室を設置して人員を1名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・当社における企業統治の体制は、取締役会が経営の基本方針、法令に定められた事項やその他経営上の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する機関と位置づけ、取締役会から独立した機関である監査役会がその職務の執行状況を監視しております。
・取締役会は定例役員会に加えて必要に応じて随時開催し、効率的な業務執行及びチェック機能の充実をはかっております。
・監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、毎月定例で代表取締役より業務の執行状況等の報告を受け、また、必要に応じて取締役等に報告を求め、その職務の執行状況を監視しております。
・監査役は、取締役会に随時出席するほか、幹部会議等にも随時出席し、取締役等の職務執行を充分に監視できる体制をとっております。
・会計監査は新日本有限責任監査法人を選任しており、業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
坂井 俊介	新日本有限責任監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員	—
大谷 智英	新日本有限責任監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員	—

（継続監査年数が7年を超えていない場合は、その記載を省略しております）
・監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。
公認会計士　7名、その他　8名
（平成27年3月期）

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

・当社は監査役設置会社であります。取締役会から独立した機関である監査役会が経営監視の任に当たるべきであると判断しております。
・社外取締役は当社の経営の透明性・経営のチェック機能を高めるとともにその経験と見識を生かした適切な意見をいただけるものと判断し選任しております。また、経営への適切な助言等については、さらに社外の専門家等にアドバイスを求め、その内容は取締役会で報告することとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示情報及び株主総会招集通知を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（基本的な考え方）
・当社は企業価値の持続的向上をはかるため、経営の効率化を追求し、事業活動におけるリスクを適正に管理するためには、内部統制の整備が必要不可欠であり、これを継続的に改善し充実させていくことが重要であると考えております。
・事業活動において想定される各種リスク等に対応する基本的な方針は取締役会で決定し、各部門担当取締役が具体的な体制を整備し、その実
施状況等は取締役会が監督しております。また、監査役会はその状況を監視しております。

（整備状況）
・取締役会等の重要な会議の開催並びにその記録等の保管、業務の執行に関する規程の整備並びに執行状況の報告等は適切に行われております。子会社については当社の取締役が代表者を務めるなどにより当社と同等の体制が構築され、また、その状況が報告される体制となっております。
・監査役は主要な会議に出席するとともに、監査役会は代表取締役に対して少なくとも毎月定例で会社の現況についての説明を求め、業務の執行を監視しております。
・部長級以上で構成される幹部会議を毎月開催し、業務執行状況などの情報の共有化とコンプライアンスの徹底をはかっております。
・従業員の業務遂行におけるコンプライアンスは、行動規範を整備し、営業・製造・管理の3部門で情報を共有することによる相互牽制、また、業務執行状況の報告を都度行わせることなどにより、一定の水準を確保できていると考えております。
・内部監査は、監査室（専任者1名）が中心となり計画的、継続的に実施しております。監査結果は、取締役会並びに監査役会に報告されます。
・現在の体制で大きな問題はないと認識しておりますが、社会情勢の変化に対応して体制を充実させていくことは重要であると認識しており、今後も実務レベルでは都度改訂してまいります。また、業務遂行の公正性を担保するため社内通報制度を整備し、監査室による内部監査を実施しておりますが、制度の充実や監査の手法等に改善を重ねていき、より実効性の高いものにしてまいりたいと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）
・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

（整備状況）
・当該基本方針は「コンプライアンスマニュアル」に定めており、全社員への周知徹底をはかっております。
・反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部署を管理部とし、企業として組織的対応を取ることとしております。
・管理部では、平素より所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じて情報収集を行ない、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積するとともに、事案に応じて弁護士等の外部専門機関とも連携して対応する体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

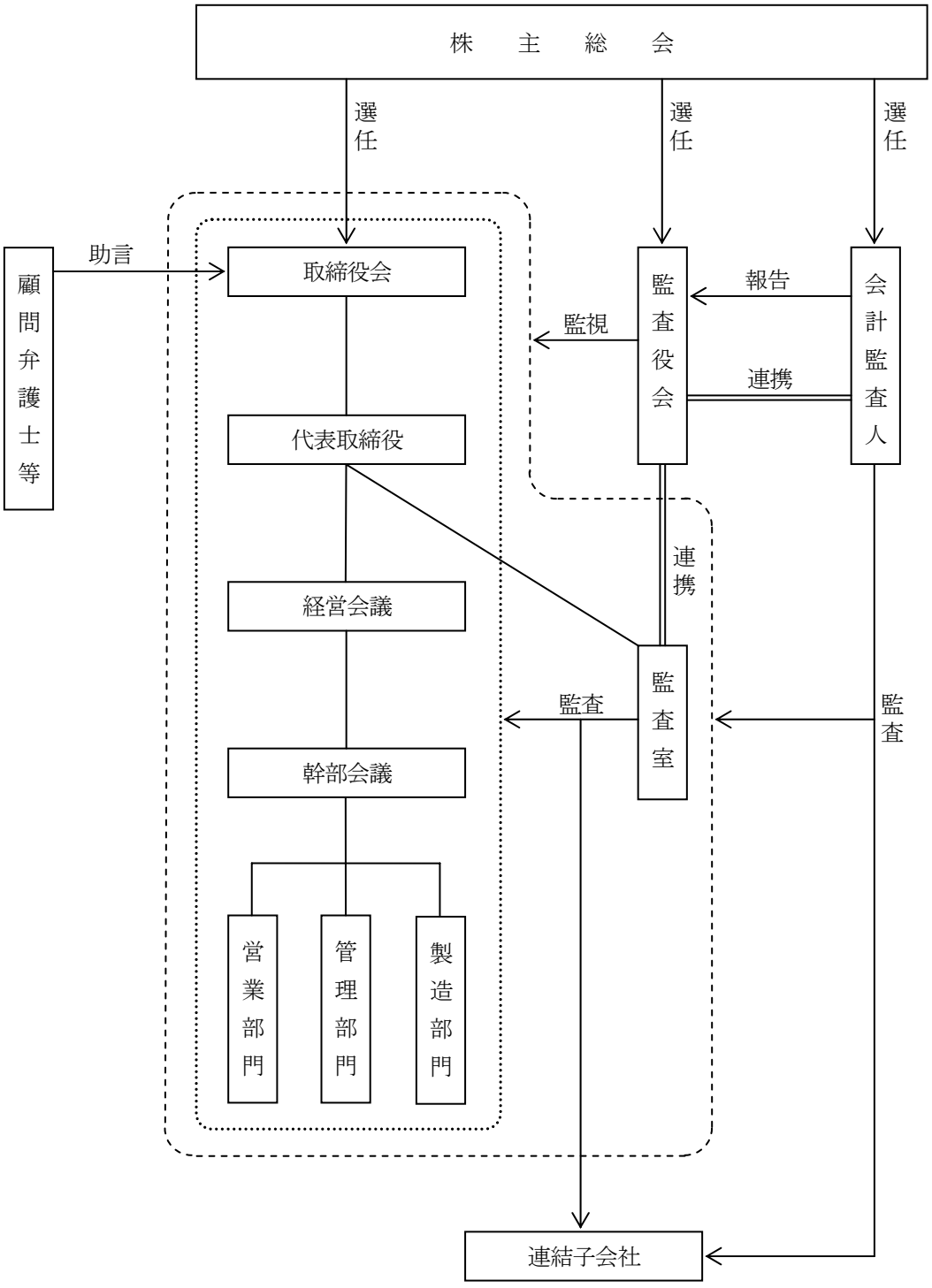
株　主　総　会
選任
選任
選任
顧問弁護士等
助言
取締役会
代表取締役
経営会議
幹部会議
営業部門
管理部門
製造部門
監視
監査役会
報告
連携
会計監査人
連携
監査
監査室
監査
連結子会社

適 時 開 示 体 制 の 概 要（模式図）

会 社 名 モ リ 工 業 株 式 会 社
（コード番号 ５４６４ 東証第１部）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、代表取締役より任命される情報取扱責任者のもとで、管理部を事務局として運営しております。

管理部においては、主として「発生事実」または「決定事実」に関する情報を管理し、経理部においては、主として「決算情報」を管理しております。両部は、連携して情報の事実確認、開示基準等との照合等を行い、その結果を情報取扱責任者に報告することとしております。

情報取扱責任者は、会社情報の開示が必要と判断した場合には代表取締役に報告するとともに、事務局に当該情報の開示を指示し、事務局はその開示を指揮することとしております。

以上を図示すると次のようになります。

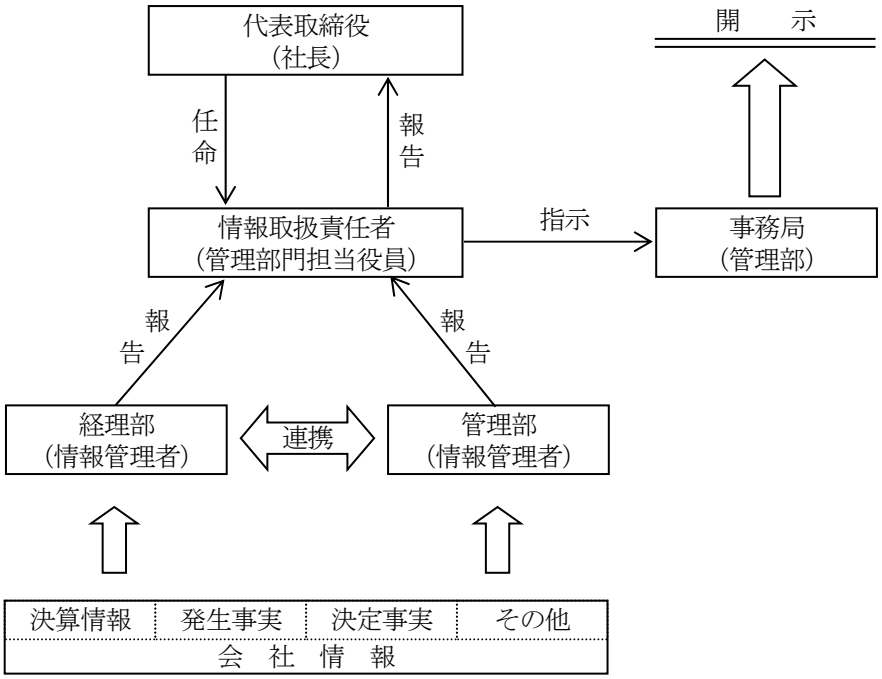

以 上